

(照会代表窓口)
社会保険業務センター
企画調整課 寺西、樫本
電話直通 5344-1109

平成19年9月14日
社会保険庁

社会保険業務センターにおける事務処理誤り等について

社会保険業務センターでは、2ヶ月に一度の約4000万件の年金支払業務のほか、毎月約400万件の受給者等の方々からの届出や相談に係る業務を行っていますが、判明した標記新規事案について随時公表を行い、再発防止に努めることとしています。

また、詳細については、社会保険業務センターつうしんに掲載し、職員に周知徹底することとしています。

<事案1> 老齢厚生年金の支払保留処理にかかる事務処理誤り

① 概要

社会保険業務センターにおいては、毎月、各共済組合から年金受給者や組合員にかかる情報を受け、基礎年金番号が既に付番されている疑いのある方については、新規付番を行わず、疑重複者一覧表を出力し、重複付番の防止に努めているところである。

今般、疑重複者一覧表にかかる事務処理において、老齢厚生年金を受給中の方の基礎年金番号に、既に死亡されていた別人の共済記録を誤って統合したため、老齢厚生年金受給中の方が死亡されたものと推定し、支払を保留していたことが、社会保険事務所の照会により判明した。

② 原因

同一人かどうかの確認作業については、目視により、氏名、性別、生年月日及び住所が一致していることを確認しているが、その作業が不十分であったことによる。

③ 影響

平成19年4月定期支払分から年金の支払いが行われていない。

1件 (未払い額 約49万円)

④ 対応

対象者の方には、個別に接触し、お詫びしたうえで9月14日に未払い分を支払うことをご了解をいただいている。

<事案2> 健康保険にかかる賞与保険料の告知額誤り

① 概要

健康保険の賞与に係る保険料については、随時、事業主から賞与支払届を提出していただき、その標準賞与額（千円単位）に保険料率を乗じて賞与保険料を告知することとしているが、今般、本年4月から7月までに事業主から届けられた賞与支払届の一部について、届出された標準賞与額とは異なった標準賞与額（遡った月額変更届や算定基礎届の報酬月額）で保険料計算が行われ、事業主に誤った保険料を告知していたことが判明した。

② 原因

平成19年4月に施行された「賞与の保険料賦課上限額の見直し」に伴い、保険料計算プログラムの修正を行ったが、委託業者におけるプログラム誤りがあったため。

③ 影響

18事業所（36名分）

【内訳】

告知超過 12事業所（総額 約21万円）

告知不足 6事業所（総額 約33万円）

④ 対応

対象の事業主の方には、個別にお詫びを行い、正しい告知額をお知らせした上で、保険料の還付（充当）または追加徴収の手続きを行う。

なお、保険料計算プログラムについては、速やかに修正した。